

中間連結貸借対照表注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

なお、連結子会社である三井住友銀行の特定取引目的の通貨スワップ取引に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当中間連結会計期間より、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に基づき総額で「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」が83,790百万円減少し、「特定取引資産」及び「特定取引負債」がそれぞれ47,405百万円及び131,196百万円増加しております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。

5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。

6. 当社及び連結子会社である三井住友銀行の動産不動産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

動 産 2年～20年

その他の連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。

7. 自社利用のソフトウェアについては、当社及び国内連結子会社における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

8. 連結子会社である三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

国内銀行連結子会社の外貨建取引等の会計処理のうち、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号等による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間より、同報告の本則規定に基づくヘッジ会計を適用しております。

この変更に伴い、従来、期間損益計算していた当該為替スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他負債」がそれぞれ2,846百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、純額で「その他資産」又は「その他負債」として計上しておりましたが、当中間連結会計期間より、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で「その他資産」及び「その他負債」に計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」及び「その他負債」がそれぞれ737,724百万円増加しております。

また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

9. 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、当該債権の全部又は一部が下記22.の3カ月以上延滞債権又は下記23.の貸出条件緩和債権に分類された、与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の連結会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,693,302百万円であります。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

12. 債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

13. 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 連結子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

前連結会計年度は、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」について、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間からは、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、同報告の本則規定を適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間毎にグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

会計処理については、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ会計の方法として従来繰延ヘッジを適用していましたが、当中間連結会計期間における債券相場環境の変化に対応して債券に対するヘッジ取引の規模が拡大したことを踏まえ、ヘッジ取引の効果をより適切に財務諸表に反映させることを目的として、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については時価ヘッジを適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、「その他資産」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ21,462百万円及び13,521百万円減少し、「繰延税金資産」が8,507百万円増加しております。

また、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、上記の変更に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、当中間連結会計期間から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は422,999百万円、繰延ヘッジ利益の総額は410,931百万円であります。

なお、その他の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号）に定められた処理を行っております。

15. 連結子会社である三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、業種別監査委員会報告第25号の本則規定に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッ

ジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

16. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
17. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
18. 2005年に愛知県において開催される「2005年日本国際博覧会」（愛知万博）への出展費用に関し、日本国際博覧会出展引当金を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であり、租税特別措置法第57条の2の準備金を含んでおります。
19. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金	18百万円	金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。
証券取引責任準備金	513百万円	証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。
20. 動産不動産の減価償却累計額 604,089百万円
 リース資産の減価償却累計額 1,508,565百万円
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は179,497百万円、延滞債権額は2,287,238百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、38,941百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は101,630百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,853,890百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,422,255百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、38,941百万円であります。
 なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は966,761百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	124,638百万円
特定取引資産	570,857百万円
有価証券	9,794,664百万円
貸出金	3,760,959百万円
その他資産（延払資産等）	1,180百万円
動産不動産	529百万円
担保資産に対応する債務	
預金	14,910百万円
コールマネー及び売渡手形	7,054,900百万円
売現先勘定	1,857,026百万円
債券貸借取引受入担保金	4,355,513百万円
特定取引負債	144,062百万円
借入金	4,216百万円
その他負債	10,979百万円
支払承諾	149,297百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金44,798百万円、特定取引資産4,204百万円、有価証券3,966,901百万円及び貸出金968,383百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は118,028百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は7,036百万円であります。

27. 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,735,996百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,609,388百万円であります。

28. 連結子会社である三井住友銀行は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

また、その他の一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

連結子会社である三井住友銀行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日

その他の一部の連結子会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

連結子会社である三井住友銀行 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

その他の一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金811,510百万円が含まれております。

30. 社債には、劣後特約付社債1,583,839百万円が含まれております。

31. 1株当たり純資産額 165,291円87銭

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、コマーシャル・ペーパー及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権等が含まれております。以下37.まで同様であります。

売買目的有価証券

中間連結貸借対照表計上額 1,205,895百万円

当中間連結会計期間の損益に含まれた評価差額 1,705

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	510,142百万円	498,990百万円	11,152百万円	884百万円	12,037百万円
その他	21,329	22,379	1,049	1,166	117
合計	531,472	521,369	10,103	2,051	12,155

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	2,606,121百万円	3,077,101百万円	470,979百万円	578,166百万円	107,187百万円
債券	12,436,715	12,281,842	154,872	6,597	161,470
国債	11,240,557	11,103,803	136,754	2,865	139,619
地方債	413,692	403,548	10,143	924	11,067
社債	782,465	774,489	7,975	2,808	10,783
その他	4,187,030	4,174,553	12,477	20,171	32,649
合計	19,229,867	19,533,496	303,629	604,936	301,307

なお、上記の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は22,029百万円（収益）であります。

また、時価ヘッジの適用の結果、資本直入処理の対象となる額は281,599百万円であり、同対象額から繰延税金負債110,395百万円を差し引いた額171,203百万円のうち少数株主持分相当額 4,343百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額722百万円を加算した額176,269百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は530百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

33. 当中間連結会計期間中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりであります。

	売却原価	売却額	売却損益	売却の理由
国債	21,063百万円	21,709百万円	645百万円	連結子会社であるみなと銀行における資金運用方針の変更
地方債	23,060	23,796	736	連結子会社であるみなと銀行における資金運用方針の変更
合 計	44,123	45,506	1,382	

34. 当中間連結会計期間中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
15,761,524百万円	145,995百万円	95,693百万円

35. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	5,411百万円
その他	10,112
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	338,389
非上場債券	1,457,321
非上場外国証券	325,123
その他	109,236

36. 連結子会社であるみなと銀行において、当中間連結会計期間中に資金運用方針の変更により、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)第83項により、当該連結子会社の残りの全ての満期保有目的の債券28,281百万円の保有区分をその他有価証券に変更しております。この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、「有価証券」が66百万円増加し、「繰延税金資産」が26百万円減少し、「少数株主持分」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ36百万円及び2百万円増加しております。

37. その他有価証券のうち、満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	2,916,076百万円	6,936,933百万円	3,780,495百万円	615,803百万円
国債	2,717,215	5,160,392	3,125,480	610,858
地方債	6,726	197,435	198,853	533
社債	192,133	1,579,106	456,162	4,411
その他	471,659	2,977,811	434,399	606,081
合計	3,387,735	9,914,745	4,214,895	1,221,884

38. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
中間連結貸借対照表計上額	7,443百万円
当中間連結会計期間の損益に含まれた評価差額	-
その他の金銭の信託	
取得原価	20,070百万円
中間連結貸借対照表計上額	20,054
評価差額	16
うち益	249
うち損	265

なお、上記の評価差額に繰延税金資産6百万円を加えた額 9百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

39. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に6,002百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に119百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は654,394百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは136,090百万円であります。

40. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,801,082百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが27,261,498百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。